

令和3年度津野町子育て世帯等臨時特別支援事業 (子育て世帯への臨時特別給付について)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、子育て世帯の生活を支援するために、0歳から高校3年生までの子どもに一時金を支給しています。

※児童手当対象者（中学生以下）にはプッシュ型で支給済。

1. 対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

2. 申請が必要な方について

児童が高校生のみの方、公務員の方、令和3年12月以降に生まれた新生児の児童手当請求者は、申請が必要です。

3. 支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

4. 給付額

対象児童1人につき、10万円

5. 支給時期

内容確認後の支給となります。

6. 支給方法

- ①プッシュ型・・・令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座に支給済。（令和3年12月27日に支給済。口座をご確認ください。）
- ②支給申請
申請書で指定した口座に振り込みます。

6. 問合せ先

津野町役場 町民課 池澤・福井 電話 0889-55-2314